

2014年4月28日

各 位

会 社 名 パナソニック株式会社
代表者名 取締役社長 津賀 一宏
(コード番号 6752 東証・名証第一部)
問合せ先 財務・IRグループ
グループマネージャー 若林 勇人
(TEL. 06-6908-1121)

株式報酬型ストックオプション(新株予約権)の導入に関するお知らせ

当社は、2014年4月28日開催の取締役会において、当社取締役(社外取締役を除く)に対し、下記のとおり株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を割り当てる方針を決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 株式報酬型ストックオプション(新株予約権)の導入について

株主の皆様と株価変動のメリットとリスクを共有し、長期的な業績向上および企業価値向上に向けた動機付けを従来以上に高めることを目的に、当社取締役(社外取締役を除く)に対し、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とする株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を割り当てます。ストックオプションとしての新株予約権の割当てに際しては、公正価額を基準として定める払込金額と同額の報酬を取締役に支給するものとし、当該払込金額の払込みに代えて、当該報酬債権をもって相殺する方法により払込みがなされることを予定しております。なお、2014年6月末までに開催予定の当社第107回定時株主総会において、株式報酬型ストックオプション導入に関連する取締役報酬議案が承認されることを条件とします。

2. 株式報酬型ストックオプション(新株予約権)の内容

① 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という)は新株予約権1個当たり100株とする。ただし、本議案の決議の日(以下、「決議日」という)以降、当社が、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率

また、前記のほか、決議日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。なお、決議日以降、当社が、当社普通株式の単元株式数変更(株式分割または株式併合を伴う場合を除く。以下、単元株式数変更の記載につき同じ)を行う場合には、当社は、当該単元株式数変更の効力発生日以降にその発行のための取締役会の決議が行われる

新株予約権について、当該単元株式数変更の比率に応じて付与株式数を合理的に調整することができる。

② 新株予約権の総数

取締役(社外取締役を除く)に対して割り当てる新株予約権の総数 10,000 個を、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に割り当てる新株予約権の数の上限とする。ただし、当社普通株式の単元株式数変更に伴い付与株式数が調整された場合には、当社は、当該調整の比率に応じて新株予約権の総数を合理的に調整することができる。

③ 新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たりの払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価額を基準として取締役会において定める額とする。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から30年以内の範囲で、取締役会において定める。

⑥ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。

⑦ 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、原則として、当社の取締役、役員および監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日から新株予約権を行使できるものとするなど、新株予約権の行使の条件については取締役会決議により決定する。

⑧ その他の事項

新株予約権に関するその他の事項については、取締役会決議により決定する。

(ご参考)

当社は、当社グループの横断的な執行責任者制度としての役員等に対しても、取締役と同様に、株式報酬型ストックオプションとして、上記①ないし⑧と同内容(ただし、②を除く)の新株予約権を、当社が必要とする個数において割り当てる予定です。

以上